



# 地域を守る医療連携

～回復期リハビリテーション病棟とは～

---



 奈良県

令和5年3月

# 目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1p
- 2 回復期リハビリテーション病棟とは・・・・・・・・ 2p
- 3 誰が利用するの？・・・・・・・・・・・・・・・・ 4p
- 4 どのくらいの病状の時に利用するの？・・・・ 5p
- 5 どのくらい費用がかかるの？・・・・・・・・ 5p
- 6 どんなリハビリができるの？・・・・・・・・ 6p
- 7 リハビリは効果があるの？・・・・・・・・ 7p
- 8 どのくらいの期間、入院するの？・・・・ 8p
- 9 回復期でのリハビリの後は？・・・・・・・・ 9p

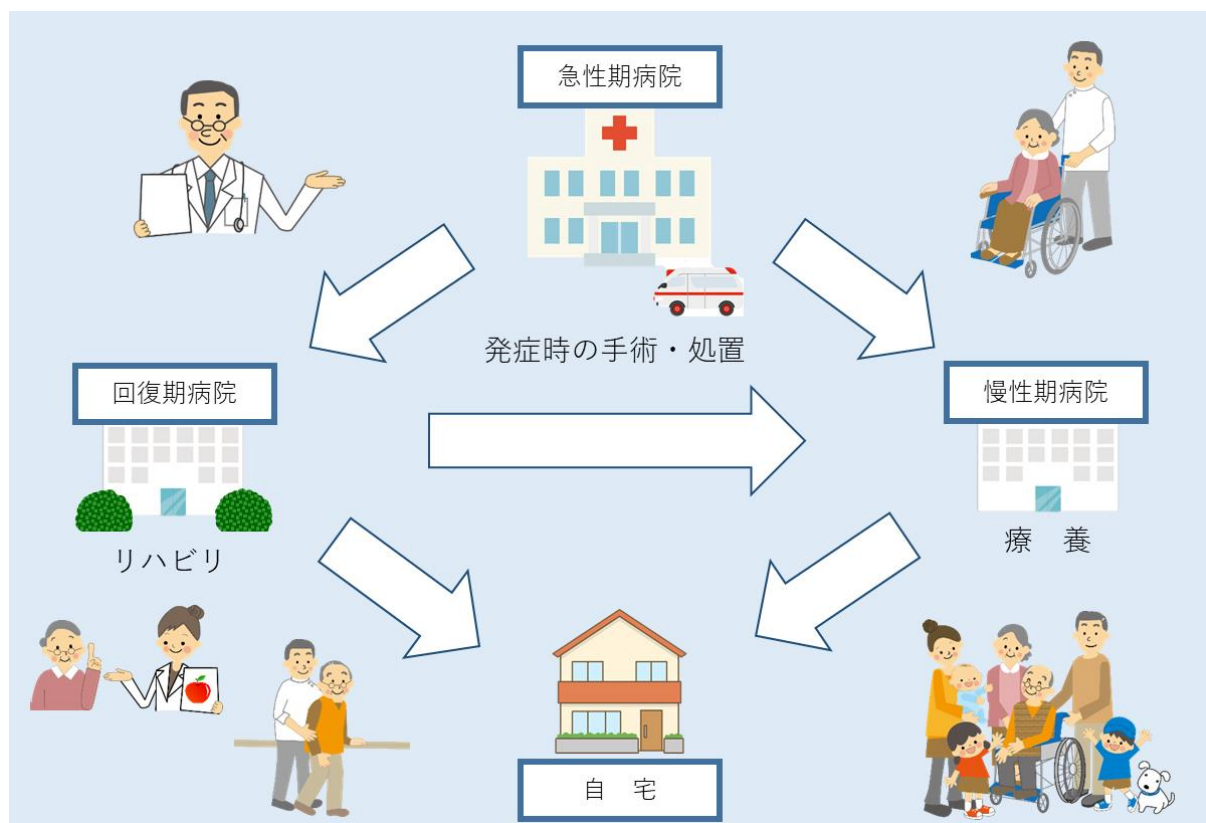
# 1 はじめに

医療機関には「急性期」「回復期」「慢性期」の病院があり、それぞれが違った役割を担っています。

病気やけがを生じた後、最初に集中した治療を受けるのが「急性期」の病院です。その後、症状が落ち着き、からだの機能や生活をできるだけ取り戻すためにリハビリを中心とした治療を受けるのが「回復期」の病院です。そして、少し時間をかけ、生活機能の維持・向上のための治療を受けるのが「慢性期」の病院です。

これらの病院がそれぞれの役割、機能を発揮して、患者さんが必要な時に必要な治療を受けられるよう、地域の中で連携を行っています。

回復期リハビリテーション病棟は、その中の「回復期」の病院にあたります。



## 2 回復期リハビリテーション病棟とは

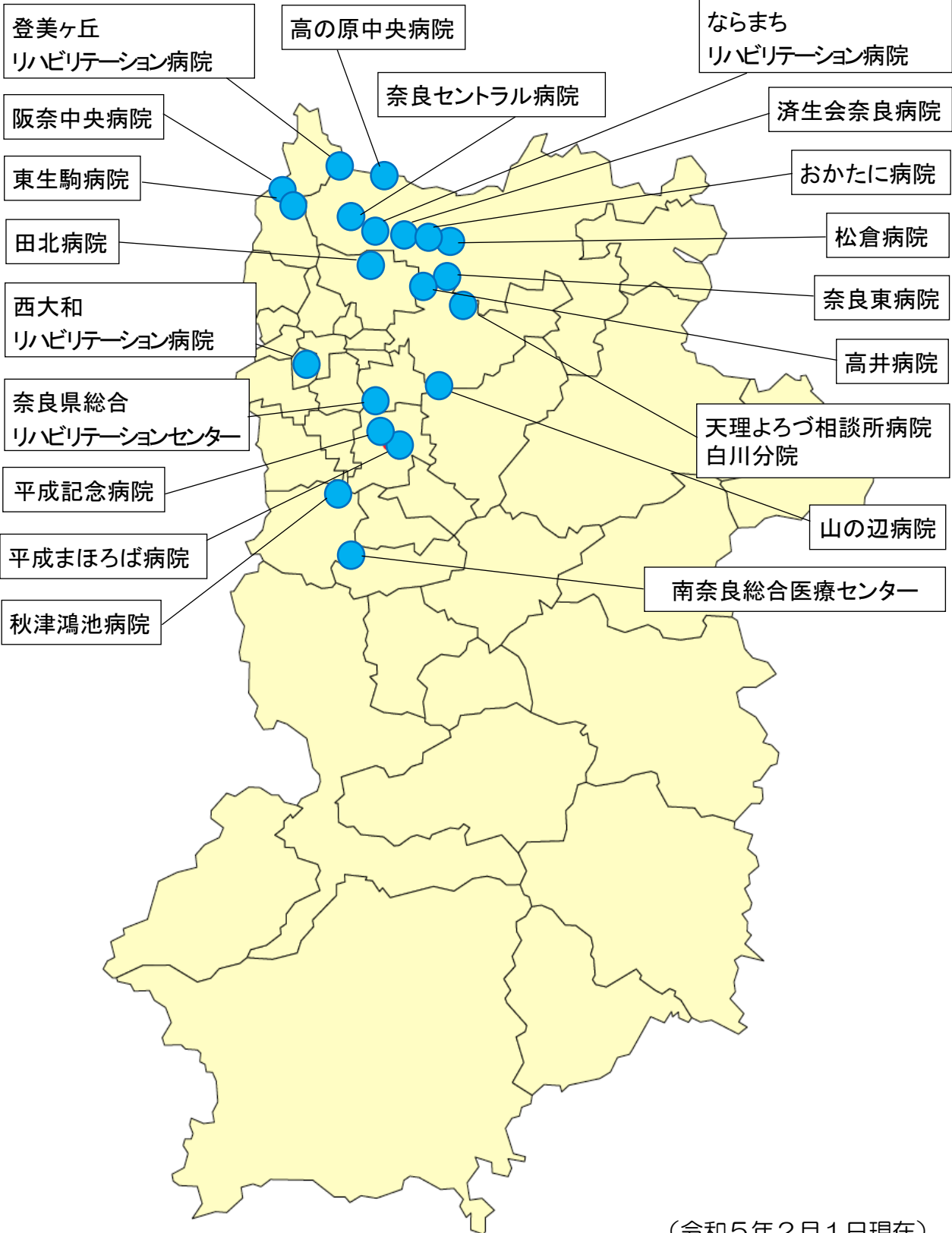
回復期リハビリテーション病棟は、急性期での治療後、症状が安定した患者さんが、社会復帰をめざして集中的にリハビリテーションを行うところです。

奈良県では、令和5年2月1日現在、以下の病院に設置されています。

済生会奈良病院	630-8145 奈良市八条4丁目643番地 ☎ 0742-36-1881
高の原中央病院	631-0805 奈良市右京1丁目3番地の3 ☎ 0742-71-1030
おかたに病院	630-8141 奈良市南京終町1-25-1 ☎ 0742-63-7700
ならまちリハビリテーション病院	630-8357 奈良市杉ヶ町57番1 ☎ 0742-20-3700
松倉病院	630-8314 奈良市川之上突抜町15 ☎ 0742-26-6941
登美ヶ丘リハビリテーション病院	631-0003 奈良市中登美ヶ丘6丁目12番2号 ☎ 0742-45-6800
奈良セントラル病院	631-0054 奈良市石木町800番地 ☎ 0742-93-8520
田北病院	639-1016 大和郡山市城南町2番13号 ☎ 0743-54-0112
阪奈中央病院	630-0243 生駒市俵口町741番地 ☎ 07437-4-8660
東生駒病院	630-0212 生駒市辻町4-1 ☎ 07437-5-0011
西大和リハビリテーション病院	639-0218 北葛城郡上牧町ささゆり台三丁目2番2号 ☎ 0745-71-6688
高井病院	632-0006 天理市蔵之庄町470番地8 ☎ 07436-5-0372
奈良東病院	632-0001 天理市中之庄町470番地 ☎ 07436-5-1771
天理よろづ相談所病院白川分院	632-0003 天理市岩屋町604番地 ☎ 0743-61-0118
奈良県総合リハビリテーションセンター	636-0393 磯城郡田原本町大字多722番地 ☎ 0744-32-0200
山の辺病院	633-0081 桜井市草川60 ☎ 0744-45-1199
平成記念病院	634-0813 橿原市四条町827 ☎ 07442-9-3300
平成まほろば病院	634-0074 橿原市四分町82番地1 ☎ 0744-21-7200
秋津鴻池病院	639-2273 御所市池之内1064 ☎ 0745-63-0601
南奈良総合医療センター	638-8551 吉野郡大淀町大字福神8番1 ☎ 0747-54-5000

※電話番号は各病院の代表連絡先です。

※転院の際は、患者さんやご家族の希望のほか、病状や転院先の事情(ベッドの空き状況など)を踏まえ調整を行いますので、ご希望に添えない場合があります。



(令和5年2月1日現在)

### 3 誰が利用するの？

脳卒中や大腿骨近位部骨折など、下の表にあるような特定の状態にある、医学的・社会的・心理的なサポートを必要とする患者さんが対象となります。

---

#### 状 態

---

- ① 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態

---

  - ② 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態

---

  - ③ 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態

---

  - ④ 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態

---

  - ⑤ 股関節又は膝関節の置換術後の状態

---

  - ⑥ 急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態
- 

参考：令和4年厚生労働省告示第55号「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」  
(別表第9の2 回復期リハビリテーションを要する状態)



## 4 どのくらいの病状の時に利用するの？

脳卒中や骨折等で、日常生活に戻るにはまだ不安があって、リハビリが必要な状態の方が利用しています。回復期リハビリテーション病棟は、基本的には退院後、ご自宅に退院される患者さんが主な対象となります。



## 5 どのくらい費用がかかるの？

基本的に①医療費＋②食事代＋③居住費＋④部屋代・リース代等がかかります。

(例) 回復期リハビリテーション病棟入院料1に該当する病床に入院し、1日3時間のリハビリテーションを実施した方で、医療費2割負担の方の場合 ①医療費＝1日10,000円程度

### ①医療費

患者さんの医療保険の負担割合、年齢及び所得額により医療費が異なります。

(例) 医療費1・2割負担の70歳以上の方の場合 月額 57,600円

※ 家計に対する医療費の自己負担が過重にならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設けるため、「高額療養費制度」があります。所得に応じて自己負担限度額が定められており、それを超えて支払った自己負担分が支給されます。

②食事代 1食あたり460円 (※所得額等により金額が異なります)

③居住費 1日あたり370円 (※所得額等により金額が異なります)

④部屋代・リース代等

病院によって必要な費用が、異なります。



## 6 どんなりハビリができるの？

回復期リハビリテーション病棟では、身体機能の回復や痛みなくスムーズに歩くための理学療法士（PT）による筋力訓練、歩行訓練などがあります。また、作業療法士（OT）による料理や服などの脱着など日常生活におけるあらゆる活動（ADL）の訓練の他に、言語聴覚士（ST）による飲み込みなどの嚥下訓練や言語訓練などの幅広いリハビリテーションが行われています。

回復期リハビリテーション病棟では、退院後を見据えて、より在宅生活に近い環境で日常生活の動作練習を行うだけでなく、社会資源の利用や生活環境の整備のサポートなどが行われています。



作業療法



理学療法



言語視覚療法



## 7 リハビリは、効果があるの？

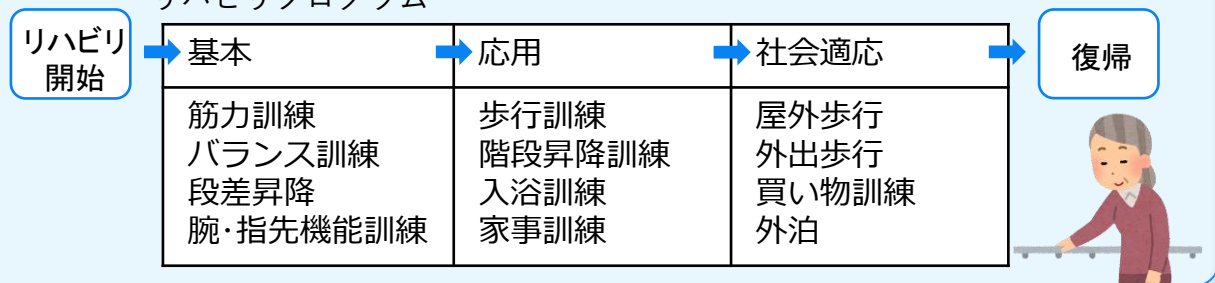
リハビリテーションをすることにより、生活の質が改善し、毎日をより快適に過ごすことができるようになります。

### 小脳梗塞 80才代 女性

ひとり暮らしで茶道の師匠をして生活していたが、小脳梗塞を発症。筋力が低下し、全身持久力やバランスがなくなり、歩行時にふらつき、家事や入浴等は介助が必要な状態になった。

以前のように自立した生活ができることを目指し、リハビリに取り組んだ結果、家族や弟子の方の助けもあり、ご本人の生きがいである茶道の師匠に復帰ができた。

リハビリプログラム



### 大腿骨頸部骨折 70才代 男性

畑作業、犬の散歩が日課で、趣味の登山時に転倒して、大腿骨頸部骨折をした。同日に病院で手術し、翌日から身体を起こして、歩くりハビリを開始。

歩行器を使って歩けるようになり、農作業への復帰だけでなく、登山への復帰を目標に回復期リハビリテーション病院へ転院。

脚の筋力トレーニング、バランストレーニングだけでなく、入院や手術で体力が低下したため、持久力のトレーニングとして自転車訓練も行った。入院中に階段や入浴練習以外にも農作業を想定して長靴を履いての悪路を歩く練習や登山を想定した坂道練習も行った。

筋力だけでなく、バランスや持久力もUPしたことで、自宅退院した後、すぐに農作業を再開できた。また、退院してから1か月で軽登山を再開できた。あきらめていた登山を再開でき、生活に生きがいを感じることができるようになった。

## 8 どのくらいの期間、入院するの？

回復期リハビリテーション病棟は下の表にあるように、利用できる日数に上限があります。

注：日数には一部例外があります

状 態	上限日数
① 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態	150日
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合	180日
② 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	90日
③ 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態	90日
④ 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態	60日
⑤ 股関節又は膝関節の置換術後の状態	90日
⑥ 急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態	90日

参考：令和4年厚生労働省告示第55号「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」  
(別表第9 回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数)

## 9 回復期でのリハビリの後は？

回復期リハビリテーション病棟は、制度として7割以上（一部、例外があります）の在宅復帰率が病院に課せられています。しかし、認知症や嚥下障害が強い場合など、症状に応じて療養する方法や場所の慎重な検討が必要となります。

ご自宅への退院が難しそうな場合は、主治医や看護師、相談員らと十分ご相談して、療養計画をお考えください。

退院後、訪問リハビリや通所リハビリも利用できます。訪問診療、訪問介護、地域包括支援センターによる介護や福祉等の総合相談や居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）による介護サービスを利用するためのケアプランの作成等の支援など療養生活を支える様々なサービスがあります。

